

## 芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(芦屋市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 芦屋市行政手続条例(平成11年芦屋市条例第3号)第3条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、芦屋市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則で定めるものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところに</p>	<p>(芦屋市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 芦屋市行政手続条例(平成11年芦屋市条例第3号)第3条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、芦屋市行政手続条例第2章_____及び第3章_____の規定は、適用しない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則で定めるものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項_____に定めるところに</p>

改正案	現行
<p>より計算した金額とする。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第10条の2 当分の間、第10条、第46条第3項、第47条第2項_____ 第61条第2項、第106条第5項、第109条第2項、第122条第2項(第124 条の7において準用する場合を含む。)、第124条第2項(第124条の7 において準用する場合を含む。)、第136条第3項及び第141条第2項 に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセント の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該 年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割 合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条におい て同じ_____)が年7.3パー セントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特 例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの 割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合 にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割 合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、 年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、 同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該 特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第 1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割</p>	<p>より計算した金額とする。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第10条の2 当分の間、第10条、第46条第3項、第47条第2項、第49条、 第61条第2項、第106条第5項、第109条第2項、第122条第2項(第124 条の7において準用する場合を含む。)、第124条第2項(第124条の7 において準用する場合を含む。)、第136条第3項及び第141条第2項 に規定する延滞金の_____年7.3パーセント の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年 の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第 89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割 引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パー セントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例 基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これ を切り捨てる。_____ _____ _____ _____)とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法_____第15条第1項(第 1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割</p>

改正案	現行
<p>引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第49条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定</p>	<p>引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項</p> <p>_____において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条_____の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項_____までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定</p>

改正案	現 行
<p>の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項又は附則第40</p>	<p>の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 200px;"></span>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項又は附則第40条</p>

改正案	現 行
<p>条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p><u>（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）</u></p>	<p>の2第1項の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p><u>第16条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p>	
<p><u>第16条の3</u> （省略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p><u>第16条の2</u> （省略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>
<p><u>第36条</u> （省略）</p> <p>2 （省略）</p>	<p><u>第36条</u> （省略）</p> <p>2 （省略）</p>
<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長</u>等の特例）</p>	<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで<u>又は第37条の9の2から第37条の9の5までの</u>規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長</u>の特例）</p>
<p><u>第42条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及</u></p>	<p><u>第42条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及</u></p>

改正案	現 行
<p>びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、</p>	<p>びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。  )により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項 において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利 の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。</p>
	<p> )をした場合には、附則第35条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第36条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第37条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第38条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第35条、附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。</p>
<p>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第35条、附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。</p>	

## 改正案

## 現行

附則第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項 (東日本大震災の被災者等に係る <u>国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 23 年法律第 29 号) 第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)</u> )
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 36 条第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条 (東日本大震災の被災者等に係る <u>国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)</u> )、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5 (これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る <u>国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)</u> )
附則第 37 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る <u>国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条</u>

改正案

現行

附則第 38 条第 1 項	第 35 条第 1 項	の 3 第 1 項 第 35 条第 1 項 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第35条、



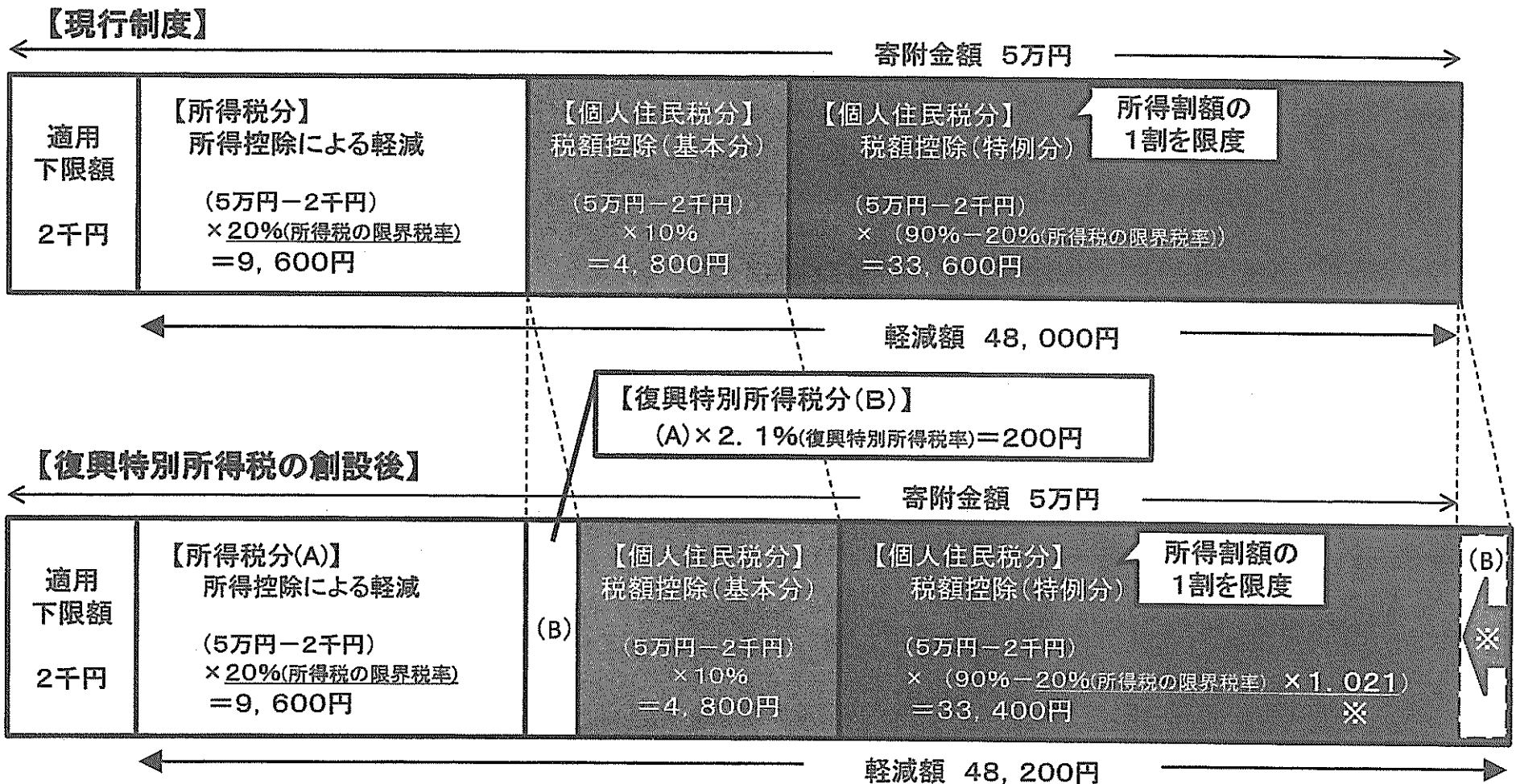
改正案	現 行
<p><u>附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</p> <p>第43条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び附則第14条の3の2の規定の適用については、附則第14条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第14条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは</p>	<p>2 <u>前項の規定は、同項</u> の規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に、<u>前項</u> の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</p> <p>第43条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び附則第14条の3の2の規定の適用については、附則第14条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第14条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは</p>

改正案	現行
<p>「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び第14条の3の2の規定の適用については、附則第14条の3第1項中「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第14条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>」とする。</p>	<p>は「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び第14条の3の2の規定の適用については、附則第14条の3第1項中「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第14条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」とする。</p>

## ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の改正

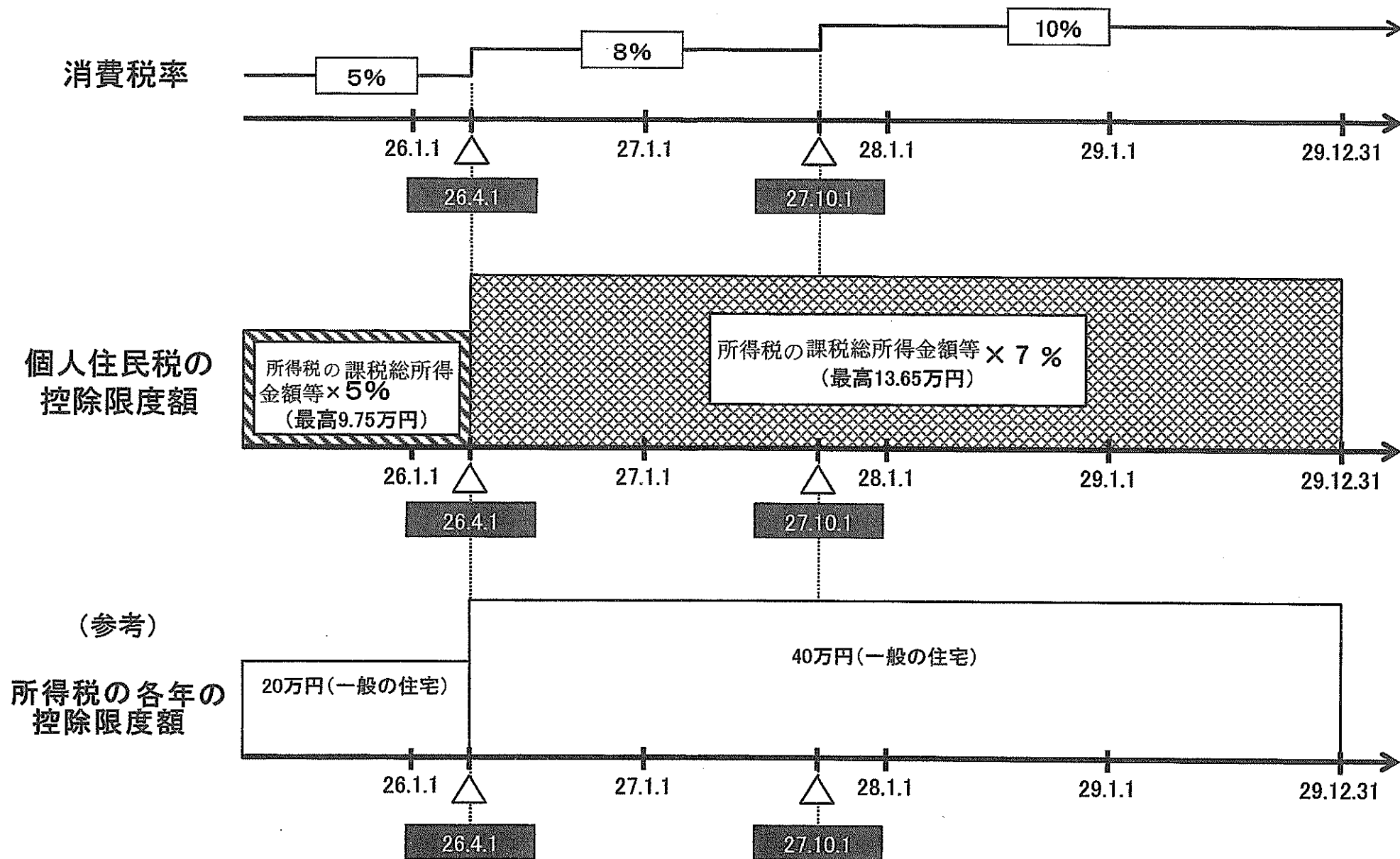
- 地方公共団体に寄附(ふるさと寄附)を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2千円を超える額について全額控除できる仕組みとなっている。
- 平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行う。

### 《税負担軽減の仕組み》



# 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の改正

41-12



## 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた課税標準の特例措置に係る割合を各自治体が自主的に判断し、条例でその割合を決定できるようにするもの。

下水道除害施設に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置に係る割合の設定

### (1) 対象

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得された下水道除害施設

※ 下水道除害施設とは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水による障害を除去するために必要な施設

### (2) 地方税法に規定されている課税標準の特例措置に係る割合

3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合

### (3) 本市の課税標準の特例措置に係る割合

3/4

### (4) 本市の課税標準の特例措置に係る割合の設定の考え方

下水道除害施設の設置に係る本市の下水道条例に定める水質基準は、国が定めている下水道法の水質基準と同等であり、参酌基準である課税標準の特例措置に係る割合を本市の割合とすることが妥当であると判断したため。

※水質基準…事業者に除害施設の設置義務が生じる下水の水質基準